

30 年を迎えた EU と中国の外交関係 - 成熟したパートナーシップを目指して新たな展開 -

田中 友義 *Tomoyoshi Tanaka*

駿河台大学経済学部 教授

(財) 国際貿易投資研究所 客員研究員

EU が中国との間で外交関係を樹立してから 30 年を迎えた今年、双方で様々な記念のイベントが年間を通じて予定されている。しかしながら、年初来中国産繊維製品の輸入急増をめぐって EU 側が中国に輸出自主規制を求める動きや緊急輸入制限措置(セーフガード)を導入する動きなど両者間で貿易摩擦が生じている。さらに、1989 年 6 月に勃発した北京・天安門事件による EU の対中国武器輸出禁止措置の撤廃問題も中国の人権問題や反国家分裂法の成立による中台摩擦の高まりを懸念する英国やスウェーデンなどと解禁促進派の仏独との間で意見統一ができず先送りされるなどの動きも見られる。

本稿は 1990 年代に入ってから今日まで EU の対中国政策がアジア重視の文脈の中でどのように展開されてきたのか、主として欧州委員会の政策文書に依拠しながら明らかにすることを目的としている。なお、本稿では 1993 年 11 月のマーストリヒト条約成立以前を EEC 又は EC、成立以後を EU として記述している。

1. EU の対アジア政策の展開 - アジア傾斜強まる

EU が 1989 年 6 月 4 日に勃発した

北京・天安門事件に象徴されるアジア諸国における人権問題をいったん棚上げしても、アジアとの経済貿易関係の強化を目指す姿勢を鮮明に打ち出したのは、欧州委員会が 1994 年

7月、「新アジア戦略に向けて」(Towards a new Asia strategy)(注1)と題する政策文書を発表したことをもって嚆矢とする。停滞する欧州に対して、急成長を続けるアジアにおいて立ち遅れている欧州企業のアジア市場への進出などを通じた欧州の経済的、政治的プレゼンスの浸透拡大を呼びかけたこの文書は EU が初めて策定した包括的なアジア政策を提示したものと注目された。

次いで、1995年3月、欧州委員会が提出した文書「欧州と日本 次なるステップ」(Europe and Japan; next step)(注2)は、日本との経済問題に関するアプローチの強化に加えて、政治的対話の深化を謳ったものだが、この政策文書も前述の「新アジア戦略に向けて」と同じ文脈の中で対日政策の展開を図ろうという意図を示したものと理解された。

さらに、欧州委員会は1995年7月、中国の国際的な役割が高まっているとの認識の下に、EU が政治、経済などの各分野における関係強化を目標とする中国に対する包括的な対処方針を初めてとりまとめた政策文書「欧州と中国との諸関係に対す

る長期政策」(A long term policy for China-Europe relations)(注3)を発表した。EU 主要国と欧州委員会が天安門事件以来途絶えがちであった中国との関係修復に積極的な外交・経済攻勢を展開し始めたものとして注目された。

EU は対アジア政策の展開の中で、ASEAN 諸国との関係強化にも積極的な取り組み姿勢をみせて、1996年3月、初の EU とアジア地域の包括的協議体である ASEM (アジア欧州会合、Asia-Europe Meeting) 首脳会議がタイ・バンコクで開催された。これによってアジア傾斜を強める EU15 カ国 (現在 25 カ国) と EU 接近を望むアジア 10 カ国首脳をメンバーとする包括的な対話枠組みが漸くにして整ったのである。以後 ASEM 首脳会議は2年に一度開催されており、2004年10月ベトナム・ハノイで第5回目が開催された。

EU とアジアの関係は、基本的には EU 加盟各国と日本などアジア諸国との二国間関係として展開してきたが、1958年に EEC (欧州経済共同体) が発足すると、アジア諸国は、日本が1959年に EEC を承認したの

を皮切りに EEC と外交関係を樹立していった(注4)。このように、EU とアジア諸国との関係は、基本的には共同体レベルと二国間レベルの二重構造という複雑な状況を呈していた。

12年間の EC (欧州共同体) の過渡的期間が終了して、1970年代に入ると EC とアジアの関係は大きく進展を見せることになった。その背景として、まず、1970年から共同体レベルの共通通商政策が始動し、アジア諸国との通商交渉権限が EC 加盟各国から EC 委員会に移管されたこと、次に、EC が UNCTAD (国連貿易開発会議) の決議に応じて、アジア諸国の大部分が対象となる一般特惠制度(GSP)を 1971年に初めて導入したこと、そして、英国の EC 加盟に伴う EC と旧英領アジア諸国との関係改善がはかられたことであった(注5)。

しかしながら、EC が 1967年以來毎年発表している年次報告「欧州共同体の諸活動に関する一般報告」(General Report on the Activities of the Communities)をみると、1980年代までは EC の対外関係におけるア

ジアの優先順位がきわめて低いことが伺われるのである。

例えば、アジア諸国の中で日本のみが米国、カナダなど「先進工業国との関係」の項目の中で初めて特掲されたのが 1971年 年次報告からであった。その他のアジア諸国との関係は、1972年 年次報告の中で「中南米諸国とアジア発展途上国との関係」という項目が初めて登場して以来、日本を除いたアジア諸国との関係は、中南米諸国との関係と同じ項目に収録されてきたわけで、EC の対外関係におけるアジアの位置付けが、当時のアジア諸国の経済発展状況を考えると、不当に低かったといわざるをえない(注6)。

前述したように、1994年 7月、欧州委員会が提出した政策文書「新アジア戦略に向けて」は、EU が初めての包括的なアジア政策を提示したものであるとして、1990年代に入って漸くにして EU の中国を含めた対アジア政策が大きく変化しようとしていることを明示的に示したものであった。

この政策文書の中で、アジアと米国、日本など主要国との政治・安全保障関係について、アジアにおける

急速に拡張しつつある経済成長と冷戦の終結の二つが入り交じった影響の下に漸進的ではあるが、根本的な変化を遂げつつあることに欧州委員会は強い関心を示している。

EU がアジアに対する新しい経済・貿易協力戦略を必要とする理由として、まず第1に、欧州委員会は、2000年までに世界経済の25～30%を占めるとみられるアジアの経済成長の急速な拡大が世界の経済力の均衡を劇的に変化させていること、第2に、東アジアにおける日本のプレゼンスと当該地域において日本が果たしている役割は非常に大きく、なお増大していることである。EU が積極的なアジア戦略をとらない限り、EU はアジアで起こっている経済的奇跡の利益に与ることができず、政治的コストを負うことになるということ、第3に、その結果として、欧州企業が、今後10年間の世界の主要な成長センターで十分なシェアを確保できなければアジア市場のみならず、世界的規模においてもその利益と競争力に影響が及ぶことに注意を喚起している。

2. EU・中国関係の推移 - 天安門事件が分水嶺

EC が中国と正式に外交関係を樹立したのは、1975年である。引き続いて1978年4月に貿易協定が調印され（同年6月発効）、ECと中国の経済、貿易、産業分野における交流促進が目標として掲げられた。その後EC・中国貿易合同委員会が設置されて、1979年7月以降ブリュッセル、北京で交互に6回開催された。さらに、1985年5月、1978年貿易協定を改正した新貿易経済協力協定が調印されて、ECと中国の関係は強化された。また、1988年にはEC代表部事務所が北京に開設された。これはアジアにおいて、東京に初めて開設されて以来（1974年）、タイ（1978年）、インド（1982年）に次いで、第4番目の代表部事務所開設となる。

このように順調に発展してきたECと中国との外交・経済関係は、1989年6月に勃発した天安門事件によって一転して冷却化してしまった。1989年6月に開催されたマドリード欧州理事会（EC首脳会議）は中国政

府の行為を激しく糾弾する「中国に対する宣言」を採択し、厳しい制裁措置を発動することを決定した。制裁措置の主要なものは以下のとおりである。

中国における人権を適切な国際フォーラムで取り上げ、中国における裁判に出席し、監獄を訪問する独立したオブザーバーの入国を認めることの要請

EC 加盟国による軍事協力の停止と中国への武器の禁輸
閣僚およびハイレベルでの接触の停止

EC と加盟国による新規協力プロジェクトの延期

文化、科学、技術協力の削減

EC と中国との関係正常化は、1990年10月開催された EC 閣僚理事会による接触停止解除の決定、1991年4月以降閣僚レベルの相互訪問の実現、同年10月、北京において天安門事件直後に中止されたままになっていた EC・中国貿易合同委員会の再開によって大きく前進することとなった。

上記の制裁措置のうち、を除いて全て解除されている。2004年12月に開催された第7回 EU・中国首脳会

談において温家宝首相から武器禁輸の早期解除の要請もあったことから、EU 側で 2005年6月までに解除する方向で検討が進められていた。しかしながら、米国や日本が「東アジアの軍事バランスを崩しかねない」と強く解禁に反対して EU 側に慎重な対応を求めたほか、EU 内でも中国の人権問題や中国が反国家分裂法を制定するなど台湾地域への強硬姿勢を示したことなどの理由から英国、スウェーデンなどの EU 加盟国で解禁については時期尚早との意見が強まり、早期解禁推進派の仏独などとの間で合意が得られず、2006年まで結論を先延ばしされる可能性が強くなった(注7)。

EU と中国の関係のその後の進展をみると、1993年10月、EC 代表部事務所を北京について香港に開設、1994年6月、EU と中国が新政治対話を開始した。そして 1995年7月、欧州委員会が EU の「長期の新中国政策」に関する政策文書を発表したことは前述のとおりである。

1998年4月、第2回 ASEM 首脳会談に出席のため、訪英した中国の朱鎔基首相(当時)は EU 議長国の英国

のブレア首相、サンテール欧州委員会委員長（当時）と初の首脳会談に臨み、今後の中国・EU間の緊密な経済的関係と政治的対話を構築することで合意した。1998年3月提出された欧州委員会政策文書「中国との包括的パートナーシップの構築」(注8)は同年6月に閣僚理事会で採択された。1998年10月サンテール欧州委員長が訪中して、江沢民国家主席(当時)らと会談したが、その際EUが中国との経済技術協力、貿易関係、政治面での協力発展に強い関心を示していることを中国側に伝えた。

EU・中国首脳会談は定例化されて、第2回1999年12月(EU側:EU議長国フィンランドのヤーッテンマキ首相、プロディ欧州委員会委員長ほか、中国側:朱鎔基首相ほか)、第3回2000年10月(EU側:EU議長国シラク仏大統領、プロディ欧州委員長ほか、中国側:朱鎔基首相ほか)と北京で2年続いて開催された。首脳会談直前の同年5月19日、EU・中国間でWTO(世界貿易機関)加盟協定の調印が行われた。第4回首脳会談は2001年9月ブリュッセルで開催された(EU側:EU議長国ベルギーのヴ

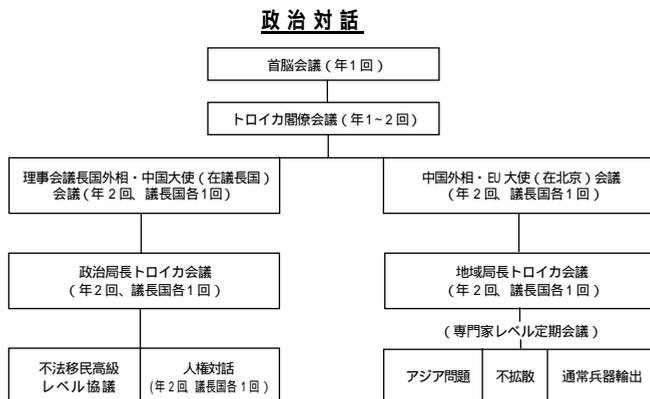
エルホフスタット首相、プロディ欧州委員長ほか、中国側:朱鎔基首相ほか)。この会談のアジェンダは中国における人権問題(人権対話)、不法移民に係わる協力、中国のWTO加盟、関税協力、科学技術、環境など部門別問題であった。2001年5月に提出された欧州委員会の政策文書「EUの対中国戦略」(注9)は、同年6月に開催された閣僚理事会で採択されている。

2002年9月コペンハーゲンで開催された第5回首脳会談では(EU側:EU議長国デンマークのラスムセン首相、プロディ欧州委員長ほか、中国側:朱鎔基首相ほか)、大量破壊兵器不拡散、人権、貿易・直接投資、経済社会改革、中国のWTO加盟、不法移民などがテーマとして取り上げられた。第6回首脳会談は2003年10月北京において開催された(EU側:EU議長国ベルルスコーニイ首相、プロディ欧州委員長ほか、中国側:温家宝首相ほか)。また、首脳会談に先立って、ベルルスコーニイ首相らEU代表団は胡錦濤国家主席と会談した。首脳会談では、政治対話・経済対話など諸問題のフォロ

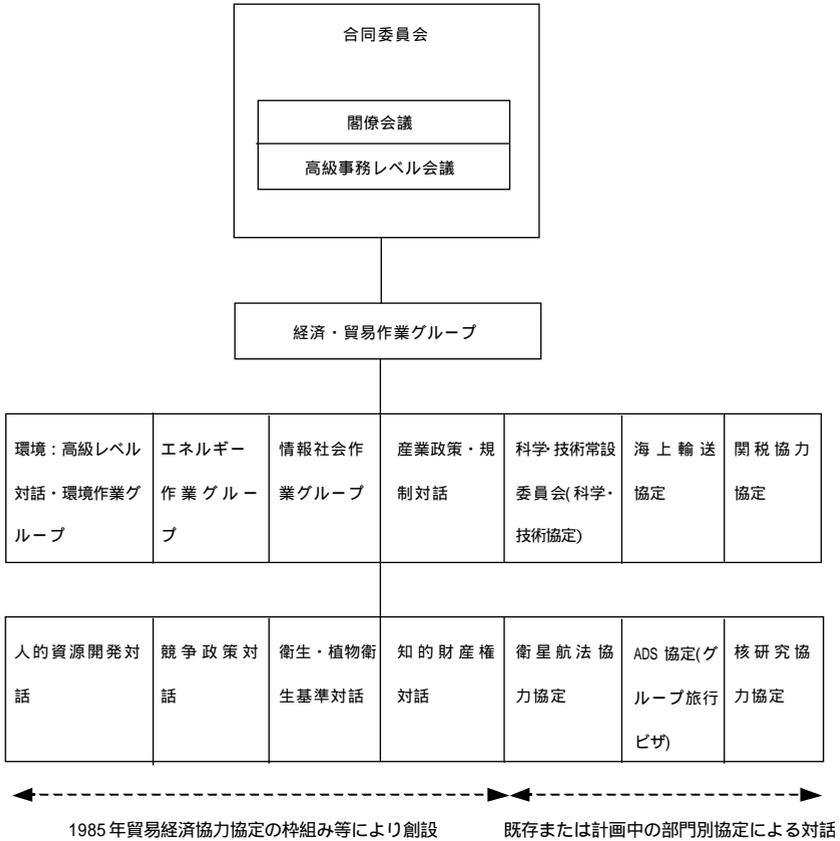
ー・アップのほかに、「ガリレオ計画 (Galileo)」（欧州宇宙衛星航法システム開発計画）(注 10)に関する協力協定、中国人グループ旅行ビザに関する協力協定(ADS) (注 11)、および新たな産業政策対話について合意された。2003 年 9 月に発表された欧州委員会の政策文書「成熟したパートナーシップ - EU・中国関係における共通の利益と挑戦」(注 12)が同年 10 月の閣僚理事会で採択された。これに対して、同年 10 月、中国外務省も中国・EU 関係に関する初めての政策文書を発表した。直近の第 7 回首脳会談は 2004 年 12 月、オランダ・ハーグで開催された（EU 側：EU 議長国バルネンデラン首相、パロゾ欧州委員長ほか、中国側：温家宝首相

ほか）。2004 年は「中国における欧州年」として EU と中国間の関係強化がはかられた年であった。首脳会談のアジェンダは第 6 回首脳会談の主要テーマのフォローアップのほかに、大量破壊兵器不拡散共同宣言、社会保障改革協力・情報社会計画などの合意、関税協力・研究開発協定の締結、2005 年の EU・中国外交関係樹立 30 周年関連イベントなどであった。また、EU と中国が「成熟した戦略的パートナーシップ」のもとに一層の関係緊密化にむけて新たなステップを踏み出すことが確認された。1998 年以後 7 次にわたる首脳会談を経て EU と中国の間の政治対話、経済対話の包括的な枠組みが図表 - 1 のように構築されてきた。

図表 1 EU・中国対話の包括的な枠組み



経済・部門別対話および協定



(出所) Commission of the European Communities “Commission policy paper for transmission to the Council and the European Parliament, A maturing partnership – shared interests and challenges in EU-China relations”, COM (2003) 533 fin.Brussels, 10/09/03, 27 頁から作成

以上のように EU・中国間の 30 年の外交関係の推移をみてくると、1989 年 6 月の天安門事件を分水嶺にして EU の対外戦略がアジア傾斜、特に中国重視へと大きくシフトして行ったことが明らかである。

3. EU の新たな長期的政策 - 中国の経済的・軍事的台頭に対応

EU の対アジア政策は 1990 年代半ばまでは概ね対日政策を意味するものであった。しかしながら、欧州委員会が 1994 年 7 月に発表した政策文書「新アジア戦略に向けて」は、EU が日本を含む包括的なアジア重視へと対外政策の舵取りを切替えたことを明示的に示すものであった。1995 年 7 月発表の欧州委員会の政策文書「欧州と中国の諸関係に対する長期政策」は、このような EU 対外政策のアジアへのシフトの一環と捉えられるものである。いずれにしても、この政策文書は、EU の中国に対する長期的政策の基本方向と起点を示すものとして、21 世紀に向けて EU の対中国戦略の展開をフォローするうえできわめて重要と考えられるの

で、以下にこの政策文書の概要を紹介しておきたい。

(1) 新たな中国政策の必要性

中国は第 2 次世界大戦後、経済と軍事の両面で台頭してきた。このような中国の台頭は、世界の政治、経済の動きに大きな影響を与える。天安門事件後の関係正常化の中で「新アジア政策に向けて」の精神のもとに、EU は対中国政策を刷新して、EU と中国の関係を再調整する時期が来たと判断する。EU・中国関係は EU の対外政策の要となろう。そのために、以下のような政策が必要である。

世界の安全保障と地域安全保障への中国の関与を支援すること
持続的発展や環境・資源保護などのグローバルな問題への中国の関与を支援すること
地球経済の安定化への中国の関与や WTO システムへの中国の参加を支援すること
EU と中国との貿易取引を活発化させ、欧州企業のグローバルな競争力を強化すること
中国の法の支配を基本とした市

民社会の確立を支援すること

(2) 政治関係 - 中国の国際社会との建設的な関わり

EU と中国は国際政治の舞台で重要な役割を任っており、建設的に関わり合いをもって政治対話を持続する必要がある。そのための政治対話の内容は以下のとおりである。

中国がアジア地域（核兵器を保有する朝鮮半島と領土問題を抱える南沙諸島を含む）と世界の安全保障のために責任のある役割を果たすことについてこの政治対話で取り上げることとする（すでに1994年6月にEUと中国の政治対話の枠組みができ上がっている）

EU が ASEAN 地域フォーラム(注13) や EU・アジア会合 (ASEM) に参加し、アジア地域に関して中国と話し合いの機会を持つこと

中国がチベット問題、少数民族問題と中国の民主化運動家への逮捕請求などの人権問題を解決

するために、EU としては、中国に対して今後も要請していくこと

中国の法の支配と市民社会を基本とした公共管理改革への実務的な支援を行うこと

(3) 経済貿易関係 - 台頭する新たな経済的パワー

16年前に鄧小平のリーダーシップにより中国の改革・開放が緒について以来、中国は経済社会において劇的に変化した。EU としては、中国のこうした傾向は変わらないとみており、この傾向が不可逆的であることはEUの利益に適っている。

欧州委員会の提出した1995年政策文書の概要は図表-2のとおりである。

また、同委員会は閣僚理事会に対してこの文書に明示した3つのアプローチを採択するよう要請し、採択後直ちに、具体的な行動に着手するとしている。その後、閣僚理事会はこの政策文書を正式に採択した。

図表 2 1995 年欧州委員会政策文書の概要

	概 要
急発展する中国経済	<p>中国の改革・開放路線を EU と中国の貿易や協力政策の必要な要素とみなし、これを強く支援すること</p> <p>中国国内の経済、社会および金融問題に関して欧州委員会が中国政府と協議すること</p> <p>EU・中国間の協力プログラムによる中国のエコノミストに対するトレーニングはすでに開始されているが、次のステップとして金融政策に関する欧州委員会と中国政府の協議が考えられること</p> <p>欧州委員会は社会政策面では労働者の水準について ILO（国際労働機構）の示す国際的な水準を中国政府が採用するよう働きかけること</p> <p>欧州の挑戦は機会を見つけることではなくて、欧州のライバル（米国、日本など）と同様のエネルギーを使って中国の可能性のある開放を追求すること</p>
独特の経済システム	<p>中国は長年にわたって大幅な貿易制度の自由化と経済開放化を実施してきたが、中国の貿易制度が国際的に受諾可能なルールに適合するにはまだ不十分であること</p> <p>中国における WTO ルールに適合した貿易ルールを増やし、市場アクセスと投資環境を改善する EU の努力は、中国の WTO 加盟の多国間交渉と双務的貿易協議の場に集中化されていること</p>
WTO 加盟	<p>EU が、中国の WTO への早期加盟を可能な限り後押しすること</p> <p>EU は中国の完全な WTO 加盟は、全ての関係諸国にとって利益になると考えていること</p> <p>WTO 加盟諸国にとって中国が成熟した市場経済を確立するまで、中国の改革プロセスの継続を保証することに貢献できること</p> <p>中国にとって WTO 加盟は同国製品・サービスが世界の輸出市場へのアクセスを開放される保証を得られると考えられること</p> <p>中国の WTO 加盟には、解決しなければならない問題（OECD 水準の 2 倍以上の輸入関税、国営企業による外国貿易の独占、WTO に合致していない産業政策、中国の伝統的な取引慣行など）が残っていること</p> <p>EU は中国経済の世界経済への影響を考えると、中国が OECD（経済協力開発機構）と対話の場を設けることを働きかけること</p> <p>EU が G7 に対して、中国経済について取り上げるよう働きかけること</p>
結 論	<p>中国は変革期にあり、欧州の政策が中国国内の改革傾向を支援し、将来の不安を調整できること</p> <p>EU・中国関係の発展は持続的で長期的なゴールを目指すものでなければならないこと</p> <p>中国の台頭は中国自身と世界に新たな挑戦と機会とを与えており、現在の中国における経済・社会改革のプロセスが促進、持続されることは欧州の利益に適うものであること</p> <p>EU と中国は共通のゴールを達成するために長期的な双務的関係を必要としていること</p>
3 つのアプローチ	<p>中国が完全に国際社会に統合されるように奨励すること</p> <p>共通の利益と地球的な重要性を持つあらゆる問題を包含するための政治対話を拡大すること</p> <p>完全な市場経済を創設するとの明示的なコミットメントを基本として中国の WTO を支援すること</p> <p>中国国内の改革に貢献すること</p> <p>人権に関する EU の関心を追求し、中国の開放、政府と民間との双務的な結びつき、多角的なフォーラムにおける国際的な対話を通して中国の市民社会の発展を促進すること</p> <p>環境、科学、技術分野における行動を含めて、中国が人的資源開発や経済社会改革の目標を追求することに協力すること</p> <p>EU と中国との関係強化をはかること</p> <p>中国における欧州企業のビジネス環境の改善を図り、無差別ベースでの市場アクセスを拡大するために取引のコンタクトを発展させること</p> <p>企業間協力を特に重点的に EU と中国間のコンタクトを奨励すること</p>

(出所) Commission of the European Communities “A long term policy for China –EU relations; Communication from the Commission”, Brussels.05.07.1995 COM (95)279final から作成

4. EUの対中国政策の新たな展開 - 成熟したパートナーシップ

EUが1995年7月、政策文書「EUと中国との諸関係に対する長期政策」を発表してから約10年が経過した。前述したように、その間にいくつかの重要な政策文書が欧州委員会から発表され、閣僚理事会がそれらを採択し、欧州委員会によって具体的な行動が取られてきた。

EUは、中国のアジアにおける動向に加え、中国の世界経済に与える影響の重要性に多大の関心を寄せており、中国の立場を十分に尊重しながら、中国の経済社会改革、より開かれた社会の実現への支援を一層積極的に行うとする立場を一貫してとってきている。

こうしたEU側のアジアや中国重視への転換は、EUのアジアや中国における経済的、政治的「立ち後れ」(欧州のアンダープレゼンス)と「巻き返し」(潜在的なチャンス)という要因があると考えられる。さらに、世界の成長センターとなりつつあるアジアや中国との関係強化如何がEUの産業や企業の発展の大きな鍵

を握っているとの認識は、欧州委員会やEU加盟各国の共通したものとなりつつあり(注14)、1997年以来のアジア通貨経済危機にもかかわらず、今日においてもEUのアジア・中国重視のスタンスは変わっていない(注15)。

一部の報道によると、最近EUの対中国政策に関する政策文書が取りまとめられて、EUの非公式外相理事会に提出された由である(注16)。過去10年間におけるEUの対中国政策の成果を検証するうえで重要かつ必要な資料であるとおもわれるが、残念ながら執筆している現時点では(2005年8月)公表されていないので、この点については別の機会に報告したいと考えている。

したがって、取りあえずは直近の2003年9月発表の政策文書「成熟したパートナーシップ - EU・中国関係における共通の利益と挑戦」の内容をごく簡単に紹介することにとどめておきたい。

まず、EUは中国を主要な戦略的パートナーのひとつと位置づけている。その理由として、中国は社会経済改革過程において新たな挑戦的な

局面に入っていること、中国が国際社会の問題に徐々に建設的に関わってきていること、中国がダイナミックな経済成長と WTO 加盟によって世界経済の主要なプレイヤーとして急速にして現れてきていることなどを上げている。EU は持続可能な発展、平和、安定を擁護し、促進するために戦略的なパートナーとして中国と協働することが双方にとっての絶えず拡大する利益であると認識している。

欧州が民主主義、自由市場原則、法の支配を完全に受け入れる安定的で繁栄する開放的な国家へと中国が成功裏に移行することを支援することは、欧州の主要な政治的、経済的関心となっている。

EU と中国間の関係が、政治対話、経済貿易関係、協力計画、部門別対話・協定などさまざまな分野においてますます接近する政策協力によって新たに成熟したものになってきている。そして、主要なプレイヤーである EU と中国は利益と責任を共有しなければならないことを強調している。

(注1) 1994年7月13日、欧州委員会が閣僚理事会に提出し、同年11月28日閣僚理事会が採択した。“Towards a new Asia strategy”, Brussels, 13.07.1994COM(94)314 final。日本語訳として、田中素香、佐藤秀夫、李新明共訳『新アジア戦略のために 1994年7月』(東北大学経済学部ディスカッション・ペーパーNo.141)

(注2) 1995年3月8日、欧州委員会が閣僚理事会に提出し、同年5月29日、閣僚理事会が採択した。“Europe and Japan:next step”, Brussels, 08.03.1995 COM(95)73 final

(注3) 1995年7月5日、欧州委員会が閣僚理事会に提出し、同年10月3日、閣僚理事会が採択した。“A long term policy for China EU relations”, Brussels, 05.07.1995 COM(95)279 final

(注4) EU の対アジア関係(バイラテラル、地域ベース)については、田中俊郎「ASEM(アジア欧州会合)-新しい対話の誕生」(日本EU学会編「EU とアジア」、日本EU学会年報第17号、1997年所収、5~6頁)を参考にした

- (注 5) 田中 俊郎『欧州連合(EU)の対アジア政策 - 欧州委員会の文書を中心に - 』平和研レポート、欧州問題研究会報告 Vol.1, IIPS Policy Paper 145J, November 1995, 5 ~6 頁
- (注 6) 田中 俊郎、前掲報告論文、2 ~3 頁、ジャン = ピエール・レーマン「ヨーロッパの対アジア政策 - 分断の過去から共通の未来へ」(『国際問題』日本国際問題研究所、1998 年 5 月 No.458、所収) 39 ~40 頁
- (注 7) 読売新聞(2005 年 4 月 28 日付)、日本経済新聞(2005 年 4 月 16 日付、同年 4 月 17 日付)
- (注 8) 1998 年 3 月 25 日、欧州委員会が閣僚理事会に提出し、同年 6 月 29 日、閣僚理事会が採択した。
“Building a Comprehensive Partnership with China”, Communication from the Commission, Brussels, 25.03.1998 COM (1998) 181
- (注 9) 2001 年 5 月 15 日、欧州委員会が閣僚理事会に提出し、同年 6 月 25 日、閣僚理事会が採択した。
“EU Strategy towards China: Implementation of the 1998 Communications and Future Steps for a more Effective EU Policy”, Communication from the Commission, Brussels, 15.5.2001 COM (2001) 265 final
- (注 10) Galileo (European Satellite Navigation System)。2001 年官民合同のプロジェクトとし発足した欧州独自の衛星による無線航法計画であり、2008 年に運用開始することになっている。具体的なプロジェクトの内容は、EU が米国の管理する全地球測位システム(GPS)に依存すると、安全保障上の問題が生じるとして、自動車、航空機などの位置確認や誘導に使う独自の航法システムを開発するプロジェクト
- (注 11) Memorandum of Understanding between the National Tourism Administration of the People’s Republic of China and the European Community on visa and related issues concerning tourist groups from the People’s Republic of China (ADS, Authorised Destination Status)
- (注 12) 2003 年 9 月 10 日、欧州委員会が閣僚理事会に提出し、同年 10 月 13 日、閣僚理事会が採択した。
“A maturing partnership - shared interests and challenges in EU-China relations”, Commission Policy paper, Brussels, 10.

09.2003 COM (2003) 533 final

(注13) ASEAN Regional Forum (ARF) は 1994 年から開始されたアジア太平洋地域における政治、安全保障分野を対象とする全域的な対話フォーラムで、当該地域の安全保障問題を議論する唯一の政府間フォーラム。参加国は ASEAN 加盟国を中核とする 23 カ国プラス EU

(注14) 原島正衛「EU 通商政策の再編とアジア アセアンを中心に」、日本 EU 学会編『EU とアジア』(日本 EU 学会年報第 17 号)、平成 9 年 9 月 20 日、27~51 頁

(注15) ジャン・ピエール・レーマン、前掲論文、52~54 頁

(注16) 毎日新聞(2005 年 4 月 20 日付)

参考：中国 - EU25 間の貿易

(単位：100 万米ドル、%、倍)

正式分類名	輸出				輸入			
	1999	2004	2004 シェア	99/04 倍率	1999	2004	2004 シェア	99/04 倍率
総額	32,119	107,171	100.0	3.3	23,225	62,889	100.0	2.7
機械機器	12,442	59,990	38.7	4.8	16,052	43,136	69.1	2.7
一般機械	4,542	29,151	14.1	6.4	7,019	21,446	30.2	3.1
コンピュータ及び周辺機器類 - 合計	3,358	21,694	10.5	6.5	311	1,209	1.3	3.9
コンピュータ及び周辺機器	2,690	16,879	8.4	6.3	215	826	0.9	3.8
電気機器	5,411	23,630	16.8	4.4	6,031	11,084	26.0	1.8
通信機器	607	6,393	1.9	10.5	2,218	1,556	9.6	0.7
映像機器類	454	3,967	1.4	8.7	26	57	0.1	2.1
輸送機器	1,294	4,645	4.0	3.6	2,165	6,948	9.3	3.2
自動車	2	71	0.0	30.6	179	2,299	0.8	12.8
自動車部品	125	572	0.4	4.6	593	2,488	2.6	4.2
化学品	3,524	7,518	11.0	2.1	2,752	7,999	11.9	2.9
プラスチック・ゴム	1,205	2,866	3.8	2.4	724	2,643	3.1	3.6
卑金属及び同製品	2,351	7,274	7.3	3.1	1,043	5,009	4.5	4.8
鉄鋼	1,170	4,134	3.6	3.5	493	2,866	2.1	5.8
繊維及び同製品	4,555	10,795	14.2	2.4	364	1,120	1.6	3.1
衣類	3,079	7,083	9.6	2.3	20	116	0.1	5.8
ニットのもの	1,176	2,554	3.7	2.2	7	43	0.0	5.9
ニット以外のもの	1,903	4,530	5.9	2.4	13	73	0.1	5.8
雑製品	4,284	10,468	13.3	2.4	108	488	0.5	4.5
IT関連機器 - 合計	6,721	40,044	20.9	6.0	5,671	10,218	24.4	1.8
IT関連機器 - 最終財	4,444	28,887	13.8	6.5	3,069	4,995	13.2	1.6
IT関連機器 - 部品	2,277	11,157	7.1	4.9	2,602	5,223	11.2	2.0

(注) 中国貿易統計をもとに作成

(出所) ITI 財別国際貿易マトリックス 2005 年版